

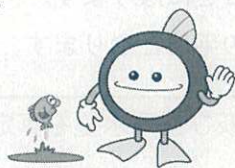
下水道の使用料

下水道使用料早見表

公共下水道が使用できるようになりますと、流した汚水の量に応じて使用者から下水道の使用料をいただくことになります。お支払いいただいた使用料は、浄化センターやポンプ場の運転、下水管の清掃や補修など、下水道施設の維持管理費用の一部にあてられます。

使用水量の決め方

下水道使用水量は、上水道の使用水量に基づいて決めています。井戸などの地下水を使用している場合もあるため、右表のようになります。



使用状況	区分	一般汚水	営業用汚水
上水道のみ		水道使用水量	水道使用水量
地下水のみ		1人1ヶ月6 m ³	メーター器による認定水量
上水道・地下水の併用		1人1ヶ月3 m ³ と水道使用水量の合計水量	メーター器による認定水量と水道使用水量の合計水量

下水道使用水量早見表（2ヶ月当り 消費税込：10%）

区分	料金区分	排除した汚水の量	下水道使用料
一般汚水	基本料	—	2,750.0 円
	超過料 ※1 m ³ につき	1 m ³ を超え 20 m ³ まで	44.0 円
		21 m ³ を超え 40 m ³ まで	148.5 円
		41 m ³ を超え 60 m ³ まで	159.5 円
		61 m ³ を超え 100 m ³ まで	170.5 円
		100 m ³ を超えるもの	198.0 円

下水道使用料早見表（2ヶ月当り 消費税込：10%）

水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)
0	3,080	2,750	26	4,294	4,521	52	9,556	8,514
2	3,080	2,838	28	4,699	4,818	54	9,961	8,833
4	3,080	2,926	30	5,104	5,115	56	10,366	9,152
6	3,080	3,014	32	5,508	5,412	58	10,771	9,471
8	3,080	3,102	34	5,913	5,709	60	11,176	9,790
10	3,080	3,190	36	6,318	6,006	65	12,188	10,642
12	3,080	3,278	38	6,723	6,303	70	13,200	11,495
14	3,080	3,366	40	7,128	6,600	75	14,212	12,347
16	3,080	3,454	42	7,532	6,919	80	15,224	13,200
18	3,080	3,542	44	7,937	7,238	85	16,236	14,052
20	3,080	3,630	46	8,342	7,557	90	17,248	14,905
22	3,484	3,927	48	8,747	7,876	95	18,260	15,757
24	3,889	4,224	50	9,152	8,195	100	19,272	16,610

※基本料金は上水道を開栓しているときは0 m³でもかかります。

下水道使用料計算例

・水道使用水量 2か月分で65m³（水道水のみ使用のご家庭）の場合

基本料金	—	2,750円	} 10,642円
超過料金	44.0円 × 20 m ³	= 880円	
(65m ³ 分)	148.5円 × 20 m ³	= 2,970円	
	159.5円 × 20 m ³	= 3,190円	
	170.5円 × 5 m ³	= 852円	

※ 1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額とします。

よって、10,642円（うち消費税967円）が下水道使用料となります。

納期

下水道使用料は、上水道料金と合算して、2ヶ月に1回納めることになります。

（ただし、納期が祝祭日・土曜日・日曜日の場合は、その翌日の平日となります。）

納 期	第1期	5月 末日	（ 2月・ 3月の基本料及び使用水量を算定： 4月検針）
	第2期	7月 末日	（ 4月・ 5月の基本料及び使用水量を算定： 6月検針）
	第3期	9月 末日	（ 6月・ 7月の基本料及び使用水量を算定： 8月検針）
	第4期	11月 末日	（ 8月・ 9月の基本料及び使用水量を算定：10月検針）
	第5期	1月 末日	（10月・11月の基本料及び使用水量を算定：12月検針）
	第6期	3月 末日	（12月・ 1月の基本料及び使用水量を算定： 2月検針）

お支払い方法

☆下水道使用料のお支払方法には、直接納付と口座振替があります。

○直接納付・・・納付書によって直接市役所や金融機関に納付します。

○口座振替・・・取引金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とします。

☆既に上水道を使用されているご家庭の下水道使用料は、水道料金と同じ支払い方法になります。

○口座振替の場合は、水道料金と同じ口座から引き落とさせていただきます。

☆口座振替の手続きは、口座をお持ちの金融機関（中国銀行・広島銀行・トマト銀行・

晴れの国岡山農業協同組合・笠岡信用組合の各支店及び郵便局《市外も可》）で行っていただきます。

その他

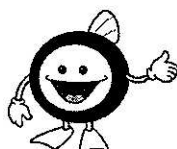
☆井戸などの地下水を使用されているご家庭で次の①～③のいずれかに該当される場合は、下水道課までご連絡ください。

①居住の家族人数に異動があったとき

②【変更前】上水道のみ又は地下水のみ使用 ⇒ 【変更後】上水道と地下水の併用

③【変更前】上水道と地下水の併用 ⇒ 【変更後】上水道のみ又は地下水のみ使用

○その他、ご不明な点がございましたら下水道課までご連絡ください。



井原市西江原町1905番地1

井原市水道部下水道課

☎ 62-0176